

計算書類に対する注記

(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
 - ・リース資産 — 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
 - 独立行政法人福祉医療機構 — 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - 鳥取県社会福祉協議会 — 鳥取県民間社会福祉施設職員共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
 - 当法人は社会福祉事業のみのため、作成していない。
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - 当法人では収益事業を行っていないため、作成していない。
 - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア もみの木園拠点 (社会福祉事業)
 - 「本部事業」
 - 「入所支援事業」
 - 「生活介護事業」
 - 「短期入所事業」
 - イ グループホーム拠点 (社会福祉事業)
 - 「共同生活援助事業 (包括支援)」
 - 「共同生活援助事業 (日中支援)」
 - 「短期入所事業」
 - 「相談支援事業」
 - ウ もみの木作業所拠点 (社会福祉事業)
 - 「就労継続支援事業」
 - エ 支援センターのぞみ拠点 (社会福祉事業)
 - 「生活介護事業」
 - 「居宅支援事業」
 - 「地域生活支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	45,857,280	0	0	45,857,280
建物	391,625,000	0	24,552,584	367,072,416
合 計	437,482,280	0	24,552,584	412,929,696

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

- ・該当者なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

- ・該当者なし

９．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	45,857,280	0	45,857,280
建物（基本財産）	980,507,500	613,435,084	367,072,416
土地（その他の固定資産）			
建物（その他の固定資産）	318,978,620	145,260,262	173,718,358
構築物	3,533,250	3,437,569	95,681
車両運搬具	44,928,246	43,062,136	1,866,110
器具及び備品	53,348,220	49,440,878	3,907,342
機械・装置	2,993,388	2,666,312	327,076
建物（無形固定資産）	577,800	290,340	287,460
ソフトウェア（無形固定資産）	2,860,000	1,477,663	1,382,337
合 計	1,453,584,304	859,070,244	594,514,060

１０．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	87,199,425	0	87,199,425
未収金			
未収補助金	971,480	0	971,480
合 計	88,170,905	0	88,170,905

１１．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

１２．関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

１３．重要な偶発債務

該当なし

１４．重要な後発事象

該当なし

１５．合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

１６．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし